別紙3

総務省

ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案（要旨）

～アマチュア無線の体験機会等の拡大及びデジタル化の推進、免許手続の迅速化・制度の簡素合理化等～

令　和　４　年　１　１　月

総務省総合通信基盤局

○ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案（全体概要）

○「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザリーボード」（座長：藤井　威生　電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）での御提言※等に基づき、アマチュア無線の体験機会や活用機会の拡大、デジタル化の推進、免許手続の迅速化や制度の簡素合理化による申請者の負担軽減や申請処理期間の短縮、行政の効率化など、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための制度の明確化や簡素合理化、免許手続の迅速化等の制度改正を行います。

※「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」（令和4年8月）

1　アマチュア無線や電波の楽しさ等を知る・学ぶ体験機会や活用機会の拡大

アマチュア無線や電波に興味・関心を持つ「きっかけ」をつくることは、科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深め、ワイヤレス人材育成の裾野を広げることにつながります。このため、アマチュア無線や電波の楽しさ・大切さ・使う責任を知る・学ぶ**体験機会や活用機会を拡大します**。

（１）アマチュア無線の体験機会の拡大
（２）アマチュア無線が教育・研究活動で活用できることの明確化

2　アマチュア局の開設・運用までの迅速化及び免許制度の簡素合理化等

アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者が、アマチュア無線や電波に対する興味・関心や意欲が高いうちにアマチュア無線を始められようにすること、また、初心者やライトユーザーにとっても分かりやすい手続・制度とすることは、アマチュア無線や電波の世界に入りやすく・続けやすくなることにつながります。このため、**初心者やライトユーザーにとって分かりやすい申請書等を定める**とともに、デジタル化の推進、**免許手続の迅速化や制度の簡素合理化**により、**迅速にアマチュア局を開設・運用**できるようにするとともに、**申請者等の負担軽減や申請処理期間の短縮**などを行います。

（１）アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請手続の導入
（２）アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入
（３）アマチュア局に係る技術基準適合証明等を受けた無線設備の取換・増設・撤去に係る簡素合理化
（４）送信機の外部入力端子に接続する「アマチュア局特定附属装置」に係る手続の簡素合理化
（５）アマチュア無線の初心者やライトユーザーにとって見やすく・分かりやすい免許申請書等の特例様式の導入
（６）養成過程におけるｅ－ラーニングの積極的活用

○ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案（全体概要）

3　その他アマチュア無線に係る制度の明確化、整備及び簡素合理化等

その他、制度の明確化、整備及び簡素合理化の制度改正を行います。

（１）アマチュア局の再免許の申請期間の見直し
（２）人工衛星等のアマチュア局に関する制度の明確化及び整備
（３）アマチュア局の非常時や緊急時の通報に関する制度の明確化
（４）アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別の簡素合理化
（５）行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局の明確化
（６）アマチュア局に係る一の構内で行われる遠隔操作についての簡素合理化
（７）アマチュア局の旧コールサイン申請時の確認書類の簡素合理化
（８）アマチュア無線社団局のいわゆるゲストオペレーター制度の規定の明確化
（９）アマチュア局の周波数測定装置に係る規定の整理
(10) その他

1．アマチュア無線や電波の楽しさ等を知る・学ぶ体験機会や活用機会の拡大

○　アマチュア無線や電波の楽しさ・大切さ・使う責任を知る・学ぶ体験機会を拡大するため、アマチュア局の免許人の責任をより明確化した上で、**アマチュア無線有資格者(無線従事者)の監督の下で無資格者(体験者)がアマチュア無線を体験できるようにします**。

○　教育や研究の場でアマチュア無線の活用が進むよう、**アマチュア無線を教育・研究活動で活用できることを明確化します**。

○　科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深めるとともに、アマチュア無線や電波に興味・関心をもってもらうことにつながり、ワイヤレス人材育成の裾野を広げることにつながります。

(１)アマチュア無線の体験機会の拡大

現行制度

○アマチュア無線体験局、国際宇宙ステーション(ISS)とのアマチュア無線体験局

- 新たにアマチュア局**(体験局)を臨時に開設**。
- 無資格者(体験者)との人間関係の制限なし。
- 無資格者の年齢制限:**体験局なし**。**ISSとの体験局あり(小中学生)**

○家庭や学校でのアマチュア無線体験運用

- アマチュア無線有資格者が、既に開設しているアマチュア局で体験運用が可能。
- アマチュア無線**有資格者は、親や祖父母などの保護者、同一の学校の教職員に限定**。
- 無資格者の**年齢制限あり(小中学生)**。

●**手続が不要**に
●無資格者との**人間関係の制限なし**に
●無資格者の**年齢制限なし**に

制度改正後

①アマチュア無線有資格者が、**既に開設しているアマチュア局で体験運用が可能**。
(アマチュア局**(体験局)の開設は、不要**)

②アマチュア無線**有資格者であれば誰でも、無資格者に体験運用の実施が可能**。
(親・祖父母等の保護者、学校教職員等の**無資格者(体験者)との人間関係の制限なし**)

③　無資格者の**年齢制限なし**。

④　無資格者(体験者)の運用について、**アマチュア無線有資格者(免許人)の責任を明確化**。

【注記】 アマチュア無線の体験制度については、上記の他にも詳細な条件が定められております。これらを遵守する必要がありますのでご注意ください。
（詳細は、制度改正案をご確認ください。）

(２)アマチュア無線が教育・研究活動で活用できることの明確化

- 教育や研究の場でアマチュア無線の活用できることを明確化するため、アマチュア業務の定義に「教育又は研究活動のために行う無線通信業務」を明記します。

2(1) アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請手続の導入

○ アマチュア局の開設・運用までの期間の大幅な短縮を図るため、**アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請が可能になります**。これにより、アマチュア無線や電波に対する**興味・関心や意欲が高いうちにアマチュア無線を始めることにつながります**。

無線従事者免許手続

免許有効期間：永久

国家試験 合格

養成課程 修了

同時申請

免許の申請 → 免許申請受理 → 申請の審査 → 免許

無線局免許手続

免許有効期間：５年

免許の申請 → 免許申請受理 → 申請の審査 → 予備免許 → 落成検査 → 免許 → 無線局の運用

アマチュア局の開設・運用までの期間の大幅な短縮

〔簡易な免許手続〕
技術基準適合証明等、アマチュア局の無線設備の保証を受けた無線局については、落成検査等の省略が可能

現行制度

○無線従事者免許証の**取得後**でなければ、アマチュア局免許の申請は**不可**

制度改正後

○アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の**同時申請が可能**

2(2) アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入
2(3) アマチュア局に係る技術基準適合証明等を受けた無線設備の取替・増設・撤去に係る簡素合理化

○ アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用しており、かつ、一の規格であること等から、その態様等に鑑み、アマチュア局に指定することが可能な**電波の型式、周波数及び空中線電力を一括表示記号により表示**します。

○ 初心者やライトユーザーにとって分かりやすい手続や申請書等のアマチュア局の免許制度により、申請者の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

2(2)アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入

現行制度

○電波の型式、希望する周波数及び空中線電力を**すべて事細かく記載が必要**。

●無線局事項書の記載

	希望する周波数帯	電波の型式	空中線電力
13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	□135kHz	□３ＬＡ　□４ＬＡ	W
	□475.5kHz	□３MA　□４MA	W
	□1.9MHz	□Ａ１Ａ　□３MA　□４MA	W
	□3.5MHz	□３HA　□４HA　□	W
	□3.8MHz	□３HD　□４HD　□	W
	□7MHz	□３HA　□４HA　□	W
	□10MHz	□２HC　□	W
	□14MHz	□２HA　□	W
	□18MHz	□３HA　□	W
	□21MHz	□３HA　□４HA　□	W
	□24MHz	□３HA　□４HA　□	W
	□28MHz	□３VA　□４VA　□３VF　□４VF　□	W
	□50MHz	□３VA　□４VA　□３VF　□４VF　□	W
	□144MHz	□３VA　□４VA　□３VF　□４VF　□	W
	□430MHz	□３VA　□４VA　□３VF　□４VF　□	W
	□1200MHz	□３SA　□４SA　□３SF　□４SF　□	W
	□2400MHz	□３SA　□４SA　□３SF　□４SF　□	W
	□5600MHz	□３SA　□４SA　□３SF　□４SF　□	W
	□10.1GHz	□３SA　□４SA　□３SF　□４SF　□	W
	□10.4GHz	□３SA　□４SA　□３SF　□４SF　□	W
	□24GHz	□	W
	□47GHz	□	W

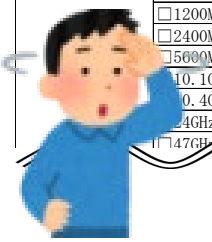

制度改正後

○**チェックを１箇所付けるのみ**とする。(一括表示記号は無線従事者資格等の区分により**自動的に決定**)

●無線局事項書の記載

チェックを１箇所

12 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	☑指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力

（例）第四級アマチュア無線技士の資格を有する者が、移動する局を申請した場合

免許状に表示される記号：４ＡＭ（内訳は以下のとおり。）

・電波の型式：全ての電波の型式（モールス符号によるものを除く。）

・周波数及び空中線電力：以下のとおり。

指定周波数	空中線電力
136.75kHz	10W
475.5kHz	10W
1,910kHz	10W
3,537.5kHz	10W
3,798kHz	10W
7,100kHz	10W
21,225kHz	10W
24,940kHz	10W

指定周波数	空中線電力
28.85MHz	10W
52MHz	20W
145MHz	20W
435MHz	20W
1,280MHz	1 W
2,425MHz	2 W
5,750MHz	2 W
10.125GHz	2 W

指定周波数	空中線電力
10.475GHz	2 W
24.025GHz	2 W
47.1GHz	0.2W
77.75GHz	0.2W
135GHz	0.2W
249GHz	0.1W

【注記】
一括表示記号には、指定周波数ごとに、附款が付されており、これらについても遵守する必要がありますのでご注意ください。（詳細は、制度改正案をご確認ください。）

2(3)アマチュア局に係る技術基準適合証明等を受けた無線設備の取替・増設・撤去に係る簡素合理化

上記２(2)の改正を踏まえて、適合表示無線設備の取替、増設、撤去については、届出による手続を可能とします。

2(４) 送信機の外部入力端子に接続するアマチュア局特定附属装置に係る手続の簡素合理化

○ **アマチュア局特定附属装置※については**、無線局事項書及び工事設計書への**記載を不要とする**とともに、開局時、無線設備変更時を問わず、アマチュア局特定附属装置を含めた**手続、検査等も不要とします**。（無線局事項書及び工事設計書の備考欄への「デジタルモードのため附属装置（PC）を接続」等の記載、送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の添付も不要となります。）

※無線設備の送信機の外部入力端子に接続する附属装置であって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものをいいます。

○ **無線技術のソフトウエアの設計などの実験や技術の探求にチャレンジしやすくなります。**これにより、より自由で試行錯誤がしやすい環境が実現されることで、電波やアマチュア無線に興味を持って実験や技術の探求を続けることにつながり、ワイヤレス人材育成の裾野拡大につながります。

現行制度

○アマチュア局特定附属装置を含めた**手続、検査等が必要**。
(現に免許を受けているアマチュア局は、その指定事項に変更がなければ、無線局事項書及び工事設計書の備考欄への「デジタルモードのため附属装置（PC）を接続」等の記載によりアマチュア局特定附属装置を追加する手続が簡素化される制度あり。)

制度改正後

○開局時、無線設備変更時を問わず、アマチュア局特定附属装置に係る**手続、検査等が不要**。

無線局の免許申請・変更申請

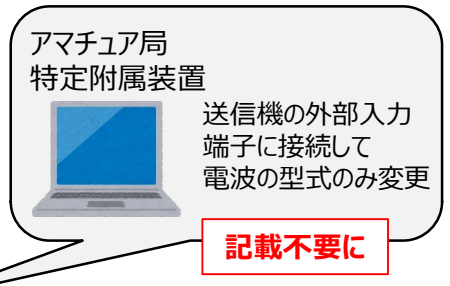

電波の型式のみに変更を伴う附属装置の記載を不要とする。

〔補足〕アマチュア局特定附属装置

パソコン、マイク、ファックス、ビデオカメラ、電鍵等が一般に該当するものと考えられますが、当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除きます。）に変更を来すものは除かれます。リニアアンプ、周波数変換装置などは対象外であり、無線局事項書及び工事設計書への記載や変更申請等が必要となります。

2(5) 初心者やライトユーザー用等のアマチュア局の特例様式の導入

○ 初心者や、**申請者・免許人の大半を占めるライトユーザー※にとって見やすく・分かりやすい無線局免許申請書等の特例様式を導入**します。(ライトユーザー用の開局申請書と変更等申請書及び届出申請書は、無線局事項書及び工事設計書との一体型。)

※ 空中線電力50W以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人。

○ アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者やライトユーザーにとって分かりやすい手続や申請書等のアマチュア局の免許制度により、申請者の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

現行制度

○ライトユーザーもヘビーユーザーも**同じ様式を使用**
(ライトユーザーが記載不要な項目も多く分かりにくい)

制度改正後

○申請者・免許人の大半を占める**ライトユーザー用の様式、アマチュア局に特化した様式を導入**

（例）ライトユーザー用の無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

●無線局事項書及び工事設計書の省略部分(概要)

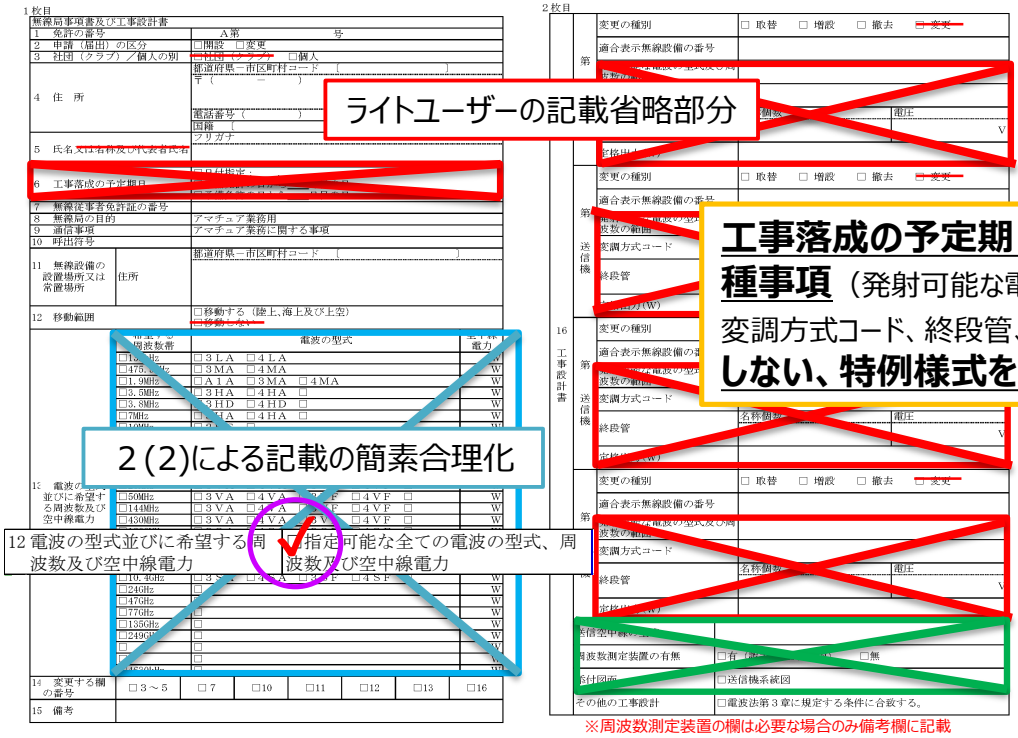

工事落成の予定期日、工事設計書中の各種事項（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲、変調方式コード、終段管、定格電力）等**の記載を要しない、特例様式を導入**

●無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

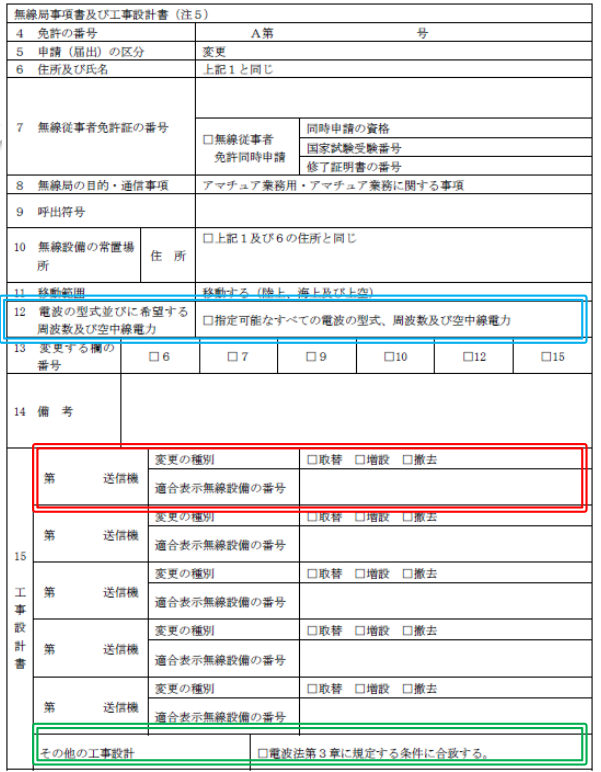

2（6） 養成課程におけるｅ－ラーニングの積極的活用

○　養成課程の授業について、同時受講型授業と随時受講型授業を組み合わせることができるようにし、対面での受講日数の短縮を可能とするなど、受講者の利便性向上を図る。

授業形態	授業形態の内容
同時受講型授業	➢ 集合形式で講師が対面により行う授業 ➢ 電気通信回線を使用して、複数の教室等に対して同時に行う授業 ➢ 授業の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該授業を行う教室等以外の場所に対して同時に行う授業
随時受講型授業	➢ 電気通信回線を使用して行う授業であって、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの ➢ 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体を使用して行う授業であって、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの
同時・随時受講型授業【新設】	➢ 同時受講型授業と随時受講型授業の組み合わせによる授業

科目ごとであれば授業形態を変えることが可能だが、**科目内で受講形態の変更ができない。**

科目内で受講形態の変更が可能

現行制度

全て同時受講型授業（対面式等）

※遠方から都市部に受講に出向く場合、宿泊の必要も。

1・2日目

無線工学

法規

修了試験

制度改正後

1日目

※自宅でe-ラーニング

2日目

無線工学（前半）　無線工学（後半）

法規（前半）　法規（後半）

修了試験

1日目：
随時受講型授業
（e-ラーニング等でも理解しやすい部分）

2日目：
同時受講型授業
（対面式でないと理解しづらい部分）

※遠方から都市部に受講に出向くのが1日で済む。

（例）第四級アマチュア無線技士の養成課程

3　その他アマチュア無線に係る制度の明確化、整備及び簡素合理化等　①

（１）アマチュア局の再免許の申請期間の見直し

再免許申請したことの失念や再免許申請後の変更申請などにより、結果として免許人及び総務省の双方において事務が煩雑化していることから、現在「１か月前から１年前」となっている申請期間の始期を、他の無線局と同様に「１か月前から６か月前」とします。

（２）人工衛星等のアマチュア局※に関する制度の明確化及び審査基準の制定

近年、大学等の関係者による社団局を中心に人工衛星等のアマチュア局の申請が増加しているところ、人工衛星等のアマチュア局は、国際調整等による個別に周波数等の指定や総合試験などの検査等の実施等、地球局及び人工衛星局等と同様の監理が必要であり、通常のアマチュア局とは態様が大きく異なることから、関係規定の明確化や整備を行うとともに、審査基準を新たに制定します。

※人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局

（３）アマチュア局の非常時や緊急時の通報に係る制度の明確化

国際通信が行われるという観点から、非常時や緊急時に他人の依頼による通報を行うことができることを明確化します。

（４）アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別の簡素合理化

初心者やライトユーザーにとって分かりやすいものとするため、いわゆるバンドプランの簡素合理化を行う。

（５）行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局の明確化

いわゆる記念局（記念コールサイン）は、その運用により、相当の公共性を有する行事等を、記念すること及びその意義を広めることができるものであって、かつ、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等に寄与するためのものであり、また、臨時かつ一時の目的のために運用するものであることから、その趣旨に沿って規定を明確化します。

3　その他アマチュア無線に係る制度の明確化、整備及び簡素合理化等　②

（６）アマチュア局に係る一の構内で行われる遠隔操作についての簡素合理化

アマチュア局の遠隔操作のうち、電波の送信の地点（設置場所及び常置場所に限る。）と無線設備の操作を行う地点のいずれもが、免許人が所有又は管理する一の構内（自宅地内やマンション等の自室内など）であるものは、無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているものに限り、遠隔操作に含まないこととします。

（７）旧コールサイン申請時の確認書類の簡素合理化

申請者の利便性向上のため、申請者が過去に使用していたアマチュア局のコールサイン（呼出符号）の指定を希望して免許申請等を行う場合において、過去に開設したアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から５年を経過していない場合は、原則として証明書類の提出は不要とします（総務省で確認ができない場合は、これまでどおり証明書類の提出が必要です。）。

（８）アマチュア無線社団局のいわゆるゲストオペレーター制度の規定の明確化

日本でアマチュア局を開設していない外国の資格者※が、社団局をゲストオペレーター運用する場合について、規定を明確化する。

※外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格を有する者

（９）アマチュア局の周波数測定装置に係る規定の整理

アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の記載について規定を整理します。また、規定の分かりやすさの観点で、告示を省令（施行規則）にまとめます。

（10）その他

社団局の名称及び資料、設置場所等、二次業務の周波数の使用、電波の強度に対する安全施設、レピーター局・アシスト局、公衆網の接続について　等について、規定の明確化、整理及び簡素合理化等を行います。

参考資料１　ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザリーボード（概要）

- ワイヤレス人材の裾野拡大にアマチュア無線の活用が有用であり、アマチュア無線をより活用しやすい環境の整備が求められている。特に未来を担う青少年などの初心者にとって、アマチュア無線を始めやすくなるような環境の整備が必要。

概　要

開催：令和4年1月～7月（全7回）
運営：非公開　（議事要旨と会議資料を公開）
背景：「デジタル変革時代の電波政策懇談会」報告書(R3.8)において「アマチュア無線を活用したワイヤレス人材の育成」が織り込まれ、意見募集の結果において会合開催を公表。
目的：ワイヤレス人材やデジタル人材の育成、無線技術の実験・研究開発の促進といった観点から、アマチュア無線をより活用しやすい制度・環境の実現に向けて、日本のアマチュア無線に適した、未来を担う青少年などの初心者にとってアマチュア無線を始めやすくなるような環境の整備などについて、有識者からの助言・提言を得る。
検討事項：ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線に係る制度・環境等の実現に向けての助言・提言

提言（概要）　（令和4年8月）

・イベント、学校や家庭などの様々な場で、アマチュア無線や電波の楽しさ・大切さ・使う責任を知る・学ぶ体験機会を拡大すること。
・デジタル化の推進や制度の簡素合理化などにより、申請者の負担軽減やアマチュア無線を始めるまでの期間の短縮を行うこと。
・青少年に電波の魅力や楽しさを広めるなどアマチュア無線界においても様々な自主的取組が必要とされること。

○構成員一覧

座　長	藤井　威生（電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）
構成員 （五十音順）	飯塚　留美（一般財団法人マルチメディア振興センターICTリサーチ＆コンサルティング部シニア・リサーチディレクター） 櫻田　洋一（CQ出版社取締役兼CQ ham radio編集長） 髙尾　義則（一般社団法人日本アマチュア無線連盟会長） 寺田　麻佑（国際基督教大学教養学部上級准教授） 藤原　洋（株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長CEO） 三木　哲也（一般財団法人日本アマチュア無線振興協会会長）

参考資料２　アマチュア局数の推移

- 我が国のアマチュア局数は、平成６年度をピーク（1,364,316局）に減少傾向。
- 平成20年度代に一時横ばいとなったが、その後再び減少傾向（毎年１万局程度減少。直近年の減少は鈍化傾向。）。

１．我が国のアマチュア局数の推移

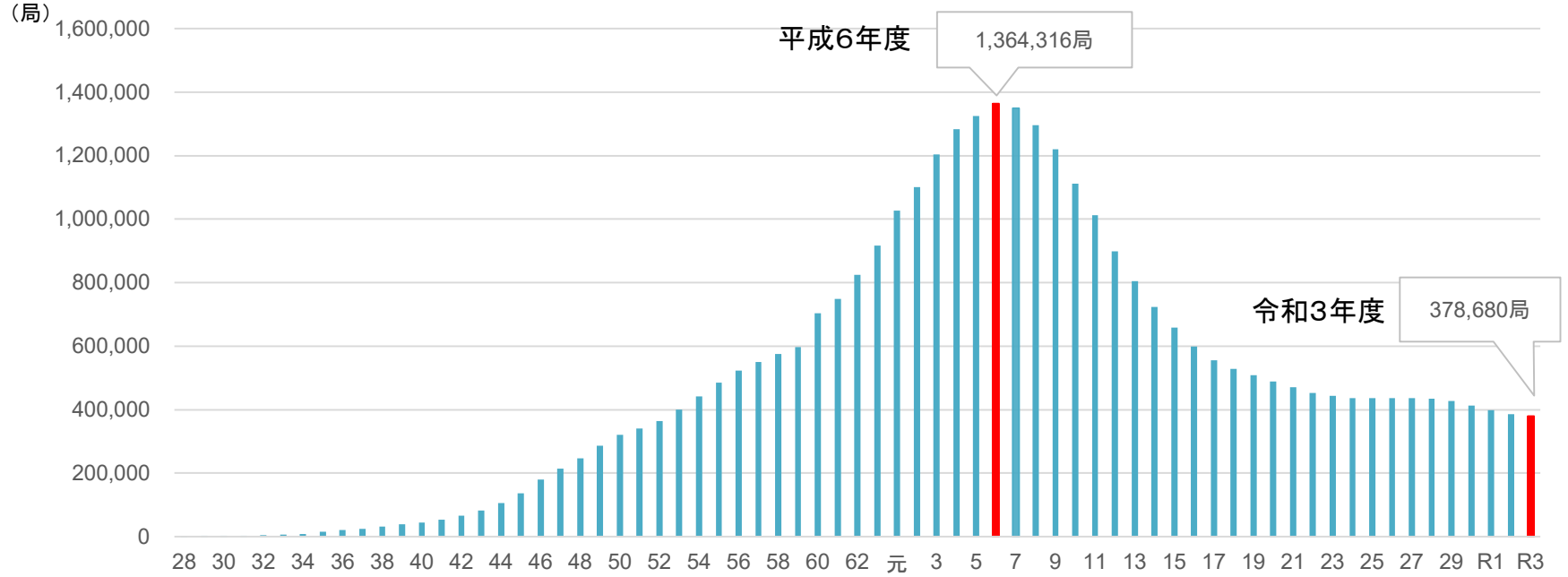

２．直近１０年のアマチュア局数の推移

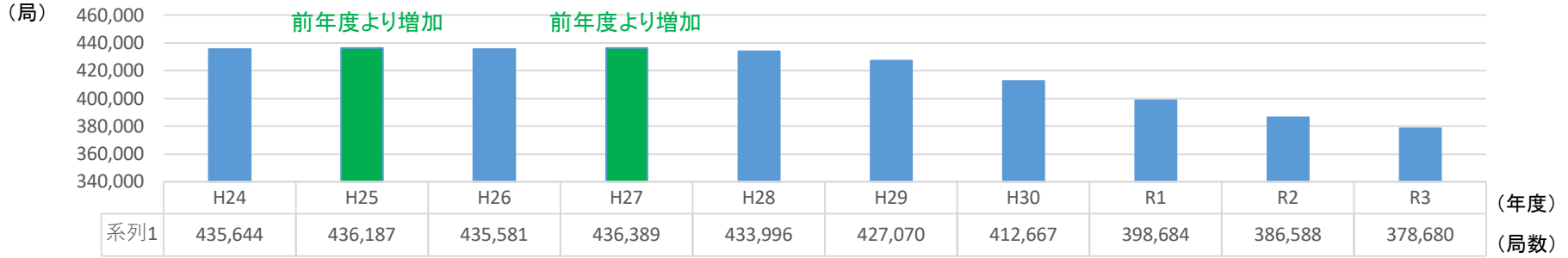

参考資料３　アマチュア局免許人の年代分布

- アマチュア局の免許人は、60歳以上が全体の約６割を占める（70歳以上が全体の約４分の１）。

○アマチュア無線局の年代分布

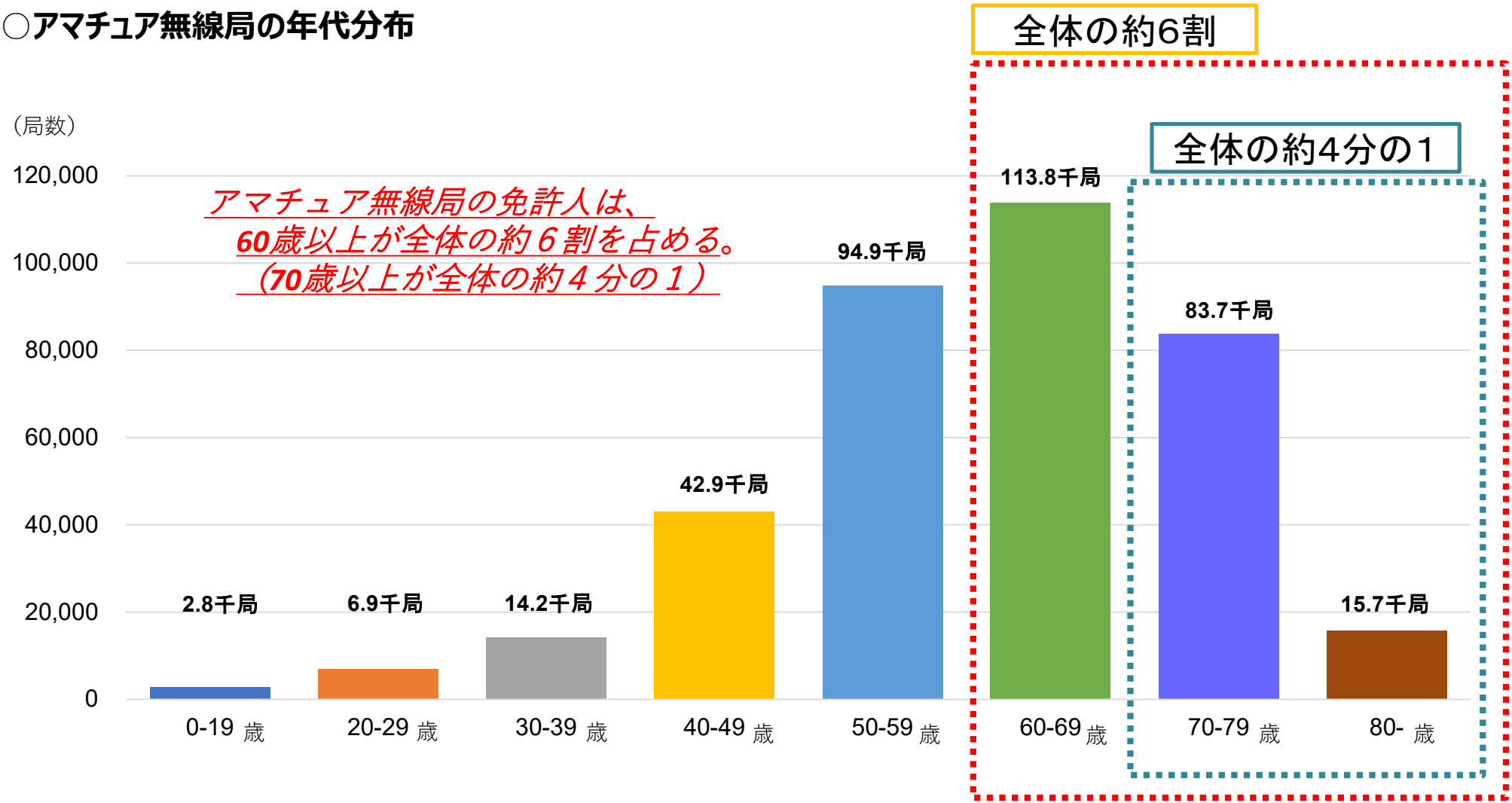

2021年1月現在

参考資料４　アマチュア局の電子申請率

- 各種の取組みの実施により、年々、アマチュア局の電子申請率は向上している。

○アマチュア無線局の電子申請率

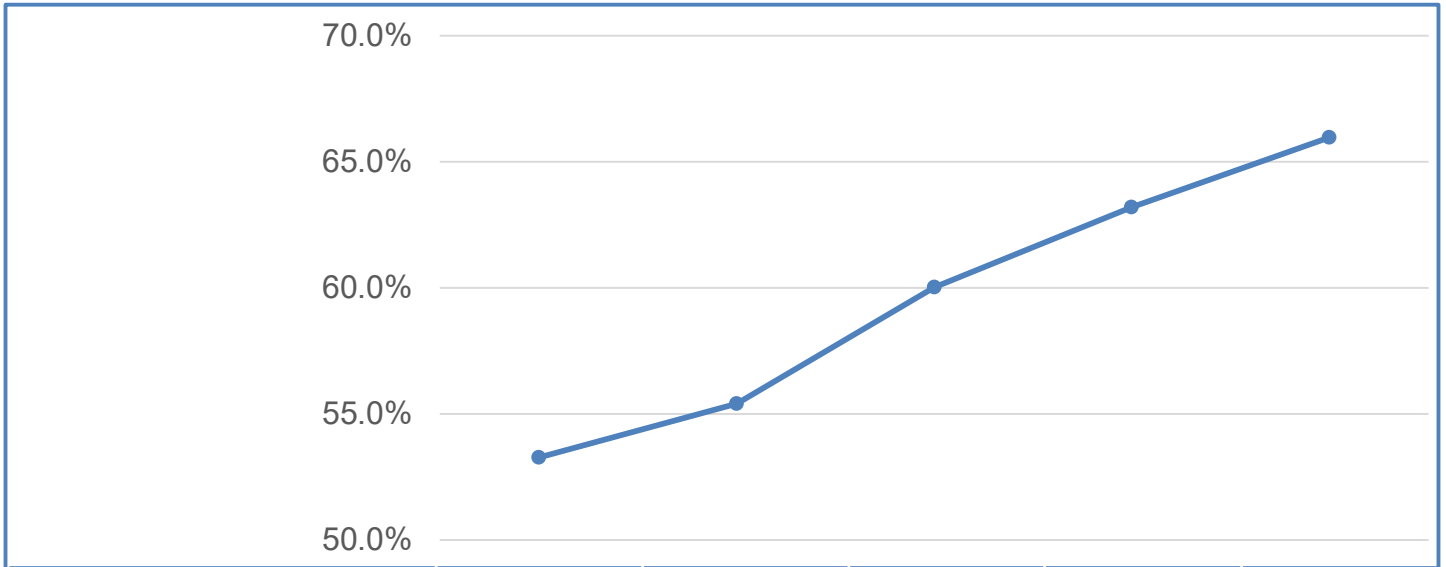

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
申請（届出）件数（※）	115,960	109,410	110,444	116,243	110,256
電子申請（届出）件数	61,775	60,600	66,283	73,461	72,719
電子申請率	53.3%	55.4%	60.0%	63.2%	66.0%

※免許申請、再免許申請、変更申請及びその他（廃止の届出や無線局免許状の再交付申請等）の申請及び届出